

四半期報告書

(第46期第1四半期)

株式会社 幸楽苑ホールディングス

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
第2 【事業の状況】	3
1 【事業等のリスク】	3
2 【経営上の重要な契約等】	3
3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	3
第3 【提出会社の状況】	7
1 【株式等の状況】	7
2 【役員の状況】	8
第4 【経理の状況】	9
1 【四半期連結財務諸表】	10
2 【その他】	15
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	16

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成27年8月13日

【四半期会計期間】 第46期第1四半期(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

【会社名】 株式会社幸楽苑ホールディングス

【英訳名】 KOURAKUEN HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井田 傳

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 久保田 祐一

【最寄りの連絡場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【電話番号】 024(943)3351(代表)

【事務連絡者氏名】 常務取締役経理部長 久保田 祐一

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第45期 第1四半期 連結累計期間	第46期 第1四半期 連結累計期間	第45期
会計期間	自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日	自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日	自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日
売上高 (千円)	9,187,719	9,292,674	37,679,238
経常利益又は経常損失(△) (千円)	13,268	△21,547	912,553
親会社株主に帰属する 四半期純損失(△) 又は親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	△71,080	△64,494	261,663
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	△47,156	△51,427	267,865
純資産額 (千円)	9,150,966	9,389,276	9,561,158
総資産額 (千円)	24,049,616	23,892,800	25,013,551
1株当たり四半期純損失 金額(△)又は1株当たり 当期純利益金額 (円)	△4.41	△3.95	16.19
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	16.09
自己資本比率 (%)	37.94	39.22	38.14

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しております。
2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
3. 第45期第1四半期連結累計期間及び第46期第1四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。
4. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期純損失」を「親会社株主に帰属する四半期純損失」、「当期純利益」を「親会社株主に帰属する当期純利益」としております。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）において営まれている事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結累計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）におけるわが国の経済は、政府による金融政策、財政政策を背景に一部企業収益の向上や雇用情勢の改善等が見られました。一方で、個人消費におきましては、所得改善の動きはあるものの円安を背景とした物価上昇等により実質所得の改善にまでは至っておらず、消費税増税後の節約志向の影響から消費者マインドの回復は遅れしており、先行きは不透明な状況で推移いたしました。

外食産業におきましては、原材料価格やエネルギーコストの上昇、異業種を含む企業間の獲得（顧客・人材）競争もさらに拡大し、引き続き厳しい経営環境が続いております。

このような状況の中で、当社グループは、中長期的な数値目標を達成し企業価値を高めていくため、『新たなる成長戦略への転換』を行動目標として、積極的な新規出店を実施するとともに、品質の強化、店舗QSC（クオリティ・サービス・クリンリネス）レベルの向上、新たな販売促進活動を推し進めてまいりました。

この結果、当第1四半期連結累計期間の業績につきましては、売上高9,292百万円（前年同期比1.1%増）、営業損失44百万円（前年同期営業損失15百万円）、経常損失21百万円（同経常利益13百万円）、親会社株主に帰属する四半期純損失64百万円（同親会社株主に帰属する四半期純損失71百万円）となりました。また、当第1四半期連結会計期間末のグループ店舗数は523店舗（前年同期比±0店舗）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであり、金額については、セグメント間の内部売上高又は振替高を含んで表示しております。

① ラーメン事業

ラーメン事業においては、「価格」より「価値」を重視した商品政策を推し進め、旨みとコクが加わった「司らーめん」を全店に導入するとともに、地域限定商品「味噌野菜らーめん」等を実験店に順次導入しております。また、全国の街頭ビジョンや動画配信等のプロモーション活動を実施するとともに、「店長サービス強化研修」等による店舗サービスの向上を図り、客数及び客单価の改善に努めてまいりました。この結果、当第1四半期連結累計期間における国内直営既存店の売上高前年同期比は、0.1%の増加となりました。

店舗展開につきましては、国内において新商圏である北海道への3店舗を含め「幸楽苑」7店舗（ロードサイド5店舗、ショッピングセンター内フードコート2店舗）を出店するとともに、スクラップを4店舗で実施いたしました。また、海外においては、不採算店舗1店舗を6月に閉鎖いたしました。これにより、店舗数は、直営店504店舗（前年同期比±0店舗）となり、地域別では国内500店舗、海外4店舗、業態別では「幸楽苑」503店舗、「味よし」1店舗となりました。

この結果、売上高は9,052百万円（前年同期比1.2%増）となり、営業利益は439百万円（同2.5%増）となりました。

② その他の事業

その他の事業は、フランチャイズ事業（ラーメン業態のフランチャイズ展開）、その他外食事業（和食業態の店舗展開）、損害保険及び生命保険の代理店業務、広告代理店業務を行っております。

フランチャイズ事業につきましては、店舗数は17店舗、業態別では「幸楽苑」17店舗であり、その他外食事業につきましては、店舗数は直営店2店舗、業態別では「和風厨房伝八」2店舗となっております。

この結果、その他の事業の売上高は440百万円（前年同期比4.1%減）となり、営業利益は79百万円（同6.5%減）となりました。

(2) 財政状態の分析

(資産)

流動資産は、前連結会計年度末に比べて1,146百万円減少し、4,143百万円となりました。これは、現金及び預金が1,169百万円減少したことなどによります。

固定資産は、前連結会計年度末に比べて26百万円増加し、19,749百万円となりました。これは、建物が79百万円増加し、投資その他の資産「その他」に含まれる建設協力金が65百万円減少したことなどによります。

この結果、総資産は、前連結会計年度末に比べて1,120百万円減少し、23,892百万円となりました。

(負債)

流動負債は、前連結会計年度末に比べて546百万円減少し、6,684百万円となりました。これは、流動負債「その他」に含まれる未払金が123百万円及び預り金が168百万円それぞれ増加し、未払法人税等が220百万円、流動負債「その他」に含まれる未払消費税等が385百万円及び未払費用が259百万円減少したことなどによります。

固定負債は、前連結会計年度末に比べて402百万円減少し、7,818百万円となりました。これは、長期借入金が359百万円減少したことなどによります。

この結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べて948百万円減少し、14,503百万円となりました。

(純資産)

純資産合計は、前連結会計年度末に比べて171百万円減少し、9,389百万円となりました。これは、利益剰余金が227百万円減少したことなどによります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ（当社及び連結子会社）が事業上及び財務上の対処すべき課題について、重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりであります。

当社グループは、平成27年5月8日開催の取締役会において、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」（以下、「会社の支配に関する基本方針」という。）に基づき、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の更なる確保・向上の観点から、買収防衛策の内容一部変更及び継続を目的とした「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下、「本対応策」という。）の継続について決議し、平成27年6月18日開催の当社第45期定時株主総会における承認を得て継続しております。

① 会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社の企業理念、当社の企業価値の源泉、当社のステークホルダーの方々との信頼関係を理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならない、と考えております。

② 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取組みの概要

当社では、当社の企業価値及び株主共同の利益を向上させるため、平成27年3月期を初年度とする3ヵ年の新中期経営計画を策定し、その実現に向けてグループ全社を挙げて取り組んでおります。

この中期経営計画の経営方針は、次のとおりであります。

イ 1,000店舗体制に向けた出店強化

(10年以内に国内1,000店舗達成を目指す。)

ロ 既存店活性化対策

(既存店売上高前年比98～100%の維持)

ハ 商品開発力の強化とコア商品のブラッシュアップ

ニ マーチャンダイジングシステムの再構築

ホ 大量出店に対応した人材確保と教育システムの強化

ヘ 財務体質の強化

ト コーポレートガバナンス重視経営

また、長期数値目標値として、経常利益率10%、投下資本利益率（ROI）20%以上、自己資本利益率（ROE）10%以上の実現と継続を掲げ、経営効率の改善に努めてまいります。

③ 本対応策の概要

イ 本対応策の対象となる当社株式の買付

本対応策の対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループの保有割合が20%以上となる当社株式等の買付行為、又は既に20%以上を所有する特定株主グループによる当社株式等の買増行為（以下、「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行うものを「大規模買付者」という。）とします。

ロ 大規模買付ルールの概要

大規模買付者は、まず当社取締役会宛に、日本語で記載された「意向表明書」を提出していただき、当社はこの意向表明書の受領後、大規模買付者から当社取締役会に対して、当社の株主の皆様の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な日本語で記載された情報（以下、「大規模買付情報」という。）の提出を求めます。

当社取締役会は、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間を設定し、当社取締役会は独立委員会による勧告を受ける他、適宜必要に応じて外部専門家の助言を受けながら提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示します。

ハ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。

ただし、当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は例外的に当社株主の皆様の利益を守るために適切と判断する対抗措置を講じることができます。

ニ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

当社取締役会は、当社の企業価値及び株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法令により認められる措置（以下、「対抗措置」という。）を講じ、大規模買付行為に対抗する場合があります。

④ 対抗措置の合理性及び公平性を担保するための制度及び手続

イ 独立委員会の設置

当社取締役会による恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客觀性及び合理性を担保するために、独立委員会規程を定め、独立委員会を設置しております。

ロ 対抗措置発動の手続

対抗措置をとる場合には、独立委員会は、大規模買付情報の内容等を十分勘案した上で対抗措置の内容及びその発動の是非について当社取締役会に対して勧告を行うものとします。

ハ 対抗措置発動の停止等について

対抗措置の発動が適切ではないと当社取締役会が判断した場合には、あらためて独立委員会に諮問し、対抗措置の発動の停止又は変更などを行うことがあります。

⑤ 本対応策の有効期間

本対応策の有効期間は、平成30年6月に開催予定の定時株主総会終結時までであります。

⑥ 本対応策に対する当社取締役会の判断及びその理由

イ 本対応策が会社の支配に関する基本方針に沿うものであること

当社の財務・事業方針の決定を支配する者の在り方は、当社の実態を正確に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないという観点から、本対応策は、大規模買付者が当社の支配者として相応しい者であるか否かを判別するためのシステムとして構築しました。本対応策により、当社取締役会は、大規模買付者は、当社の正確な実態を理解をしているか、当社の経営資源をどのように有効利用する方針なのか、これまでの当社とステークホルダーの関係にどのような配慮をしているか、これらを踏まえ当該大規模買付提案が当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながることになるのか等を検討することで当社の支配者として相応しいか否かの判別をし、そのプロセス及び結果を投資家の皆様に開示いたします。

ロ 本対応策が当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではないこと

本対応策は、当社の企業価値及び株主の皆様の共同の利益を確保し向上させることを目的に作成したものであります。当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置として現時点で想定しております新株予約権の無償割当も、当該大規模買付者以外の株主の皆様の利益を損なわないよう配慮して設計しております。

ハ 本対応策が当社取締役の地位の維持を目的とするものではないこと

買収防衛策を導入することは、得てして取締役（会）の保身と受取られる可能性のある意思決定事項であることは承知しております。そのため、このような疑義を生じさせないため、本対応策の効力発生は株主総会での承認を条件としておりますし、本対応策の継続又は廃止に関しましても株主総会の決定に従います。さらに、当社の支配者として相応しくないと判断される大規模買付者への対抗措置の発動プロセスにも取締役会の恣意性を排除するために外部者により構成する独立委員会のシステムを導入しております。

(4) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間の研究開発費の総額は14百万円であります。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	40,000,000
計	40,000,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成27年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成27年8月13日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	16,611,041	16,612,041	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株であります。
計	16,611,041	16,612,041	—	—

(注) 提出日現在発行数には、平成27年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減額(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
平成27年4月1日～平成27年6月30日(注1)	34,100	16,611,041	21,994	2,882,622	21,994	2,829,030

(注) 1. 新株予約権の行使による増加であります。

2. 平成27年7月1日から平成27年7月31日までの間に、新株予約権の行使により、発行済株式総数が1,000株、資本金が645千円及び資本準備金が645千円増加しております。

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年3月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成27年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 15,100	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 16,506,700	165,067	同上
単元未満株式	普通株式 55,141	—	同上
発行済株式総数	16,576,941	—	—
総株主の議決権	—	165,067	—

- (注) 1. 「完全議決権株式(自己株式等)」欄の普通株式には、当社が導入した「株式給付信託(J-ESOP)」の信託口が所有する250,200株は含まれておりません。
 2. 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が1,300株(議決権13個)含まれております。
 3. 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式16株及び証券保管振替機構名義の株式45株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成27年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社幸楽苑	福島県郡山市田村町金屋 字川久保1-1	15,100	—	15,100	0.09
計	—	15,100	—	15,100	0.09

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当四半期累計期間における役員の異動はありません。

第4 【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,942,926	2,773,681
売掛金	186,425	163,858
たな卸資産	280,314	295,759
その他	881,063	910,464
流動資産合計	5,290,729	4,143,764
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	6,119,664	6,199,315
土地	3,954,241	3,954,241
リース資産（純額）	3,695,470	3,732,912
その他（純額）	1,061,853	1,061,575
有形固定資産合計	14,831,230	14,948,044
無形固定資産	157,715	158,666
投資その他の資産		
敷金及び保証金	2,149,754	2,160,132
その他	2,585,434	2,483,518
貸倒引当金	△1,313	△1,325
投資その他の資産合計	4,733,875	4,642,325
固定資産合計	19,722,821	19,749,035
資産合計	25,013,551	23,892,800
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,269,624	1,302,728
1年内返済予定の長期借入金	1,490,826	1,461,726
未払法人税等	311,925	91,108
店舗閉鎖損失引当金	1,700	1,350
その他	4,157,349	3,827,747
流動負債合計	7,231,426	6,684,661
固定負債		
長期借入金	4,713,213	4,354,056
資産除去債務	704,505	716,411
その他	2,803,247	2,748,394
固定負債合計	8,220,966	7,818,862
負債合計	15,452,392	14,503,523

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年6月30日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,860,627	2,882,622
資本剰余金	2,857,058	2,879,052
利益剰余金	4,209,114	3,981,503
自己株式	△320,768	△320,846
株主資本合計	9,606,031	9,422,331
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	3,912	5,020
為替換算調整勘定	△35,417	△29,049
退職給付に係る調整累計額	△32,197	△26,605
その他の包括利益累計額合計	△63,702	△50,634
新株予約権	18,829	17,579
非支配株主持分	—	—
純資産合計	9,561,158	9,389,276
負債純資産合計	25,013,551	23,892,800

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
売上高	9,187,719	9,292,674
売上原価	2,464,236	2,542,321
売上総利益	6,723,483	6,750,352
販売費及び一般管理費	6,738,629	6,795,158
営業損失(△)	△15,146	△44,805
営業外収益		
受取利息	6,692	6,648
固定資産賃貸料	51,427	71,945
協賛金収入	32,040	31,550
その他	24,471	25,261
営業外収益合計	114,632	135,405
営業外費用		
支払利息	21,362	23,311
固定資産賃貸費用	49,341	69,207
その他	15,514	19,628
営業外費用合計	86,217	112,148
経常利益又は経常損失(△)	13,268	△21,547
特別利益		
投資有価証券評価損戻入益	12,175	1,429
受取損害賠償金	1,575	2,400
その他	526	367
特別利益合計	14,277	4,196
特別損失		
減損損失	27,303	4,664
その他	26,009	2,027
特別損失合計	53,312	6,692
税金等調整前四半期純損失(△)	△25,766	△24,043
法人税、住民税及び事業税	57,620	54,470
法人税等調整額	△12,306	△14,018
法人税等合計	45,313	40,451
四半期純損失(△)	△71,080	△64,494
非支配株主に帰属する四半期純損失(△)	-	-
親会社株主に帰属する四半期純損失(△)	△71,080	△64,494

【四半期連結包括利益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
四半期純損失(△)	△71,080	△64,494
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	14,040	1,108
為替換算調整勘定	2,020	6,367
退職給付に係る調整額	7,862	5,591
その他の包括利益合計	23,924	13,067
四半期包括利益	△47,156	△51,427
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	△47,156	△51,427
非支配株主に係る四半期包括利益	-	-

【注記事項】

(継続企業の前提に関する事項)

該当事項はありません。

(会計方針の変更等)

当第1四半期連結累計期間
(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、四半期純損失等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
減価償却費	369,167千円	379,227千円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年4月22日 取締役会	普通株式	160,985	10	平成26年3月31日	平成26年6月20日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年4月21日 取締役会	普通株式	163,116	10	平成27年3月31日	平成27年6月19日	利益剰余金

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。これは、本信託が保有する当社株式を自己株式として認識しているためです。

2. 基準日が当第1四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの報告セグメントは「ラーメン事業」のみであり、セグメント情報の開示の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報)

1 株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、次のとおりであります。

項目	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額(△)	△4円41銭	△3円95銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△) (千円)	△71,080	△64,494
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純損失金額(△) (千円)	△71,080	△64,494
普通株式の期中平均株式数 (株)	16,103,829	16,325,725
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—	—

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失のため、記載しておりません。
2. 株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託が所有する当社株式については、四半期連結財務諸表において自己株式として認識しております。
1株当たり四半期純損失金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、前第1四半期連結累計期間250,200株、当第1四半期連結累計期間250,200株であります。

2 【その他】

平成27年4月21日開催の取締役会において、平成27年3月31日の最終の株主名簿に記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額 163,116千円
② 1株当たりの金額 10円00銭
③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日 平成27年6月19日

- (注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)によって設定される信託に対する配当金2,502千円を含めておりません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月13日

株式会社幸楽苑ホールディングス

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 高橋和典印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 満山幸成印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社幸楽苑ホールディングスの平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年4月1日から平成27年6月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社幸楽苑ホールディングス及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかつた。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 東北財務局長

【提出日】 平成27年8月13日

【会社名】 株式会社幸楽苑ホールディングス

【英訳名】 KOURAKUEN HOLDINGS CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 新井田 傳

【最高財務責任者の役職氏名】 該当事項はありません。

【本店の所在の場所】 福島県郡山市田村町上行合字北川田2番地1

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長新井田傳は、当社の第46期第1四半期（自 平成27年4月1日 至 平成27年6月30日）の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。